

鳥取県告示第306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり岩美土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年4月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

就任した役員の氏名及び住所

理事 瀧 山 義 則 岩美郡岩美町大字小田180-1

平成21年3月30日就任 任期 平成24年8月2日まで